平成２６年（フ）第３４１７号
大阪市住吉区苅田９丁目13番６―205号
債務者　小宮　　樹
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４６８号
大阪市大正区平尾５丁目14番６号
債務者　平山　良一
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４８０号
大阪府八尾市北本町２丁目９番11―502号
債務者　八田　恭光
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７０２号
大阪府東大阪市若江本町１丁目５番40号
債務者　坂井　和利
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７１４号
大阪府門真市末広町26番13―101号、前住所
大阪府四條畷市中野本町９番16号
債務者　栗山　佳人
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７４２号
大阪市平野区瓜破西１丁目４番36―679号
債務者　山下　正俊
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７９７号
大阪市住吉区東粉浜３丁目21番16―704号
債務者　六車　美苗
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８０４号
大阪府東大阪市横沼町３丁目10番10号
債務者　稲垣　隆雄
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８２２号
大阪府吹田市円山町31番15号
債務者　杉山夕紀子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８２４号
大阪市東成区中道４丁目８番27号
債務者　小坂田貴子
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８２９号
大阪市天王寺区石ケ辻町13番17号サンシャイン深緑202号
債務者　田口　吉延
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８３５号
大阪府池田市神田１丁目７番25号
債務者　田中工業所こと　田中　利和
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８３６号
大阪市西成区南津守７丁目４番52号　ハイツきたよし206号
債務者　大西　明光
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８３８号
大阪市城東区放出西３丁目14番９号　和光園ハイツ403
債務者　奥田　敏恵（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１６号
函館市梁川町12番21号
債務者　佐藤　天晴
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２２８号
函館市富岡町２丁目67番９号
債務者　佐藤　龍幸
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第４４号
和歌山県田辺市神子浜２丁目16番33号
債務者　賃馬　良一
1　決定年月日時　平成26年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２６年（フ）第２４８号
沖縄県那覇市古波蔵１丁目３番30号　丸信アパート403
債務者　諸見川ひとみ
1　決定年月日時　平成26年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部